

農地転換費用軽減支援事業費補助金

当事業における補完作物11品目を定めていましたが

この度、作物の制限を無くしました！

目的

- 耕作する茶畑の一部を茶から補完作物に転換することによって茶業経営の安定化を図る事業を支援する

対象事業

- 茶樹が伐根された茶畑において、土壌改良を実施し代わりに補完作物を栽培する事業
※耕作する茶畑の2割を超えない範囲に限る

補助対象者

- 下記①～③を満たす者
- ①50a以上の農地を所有又は耕作している者
- ②菊川市内の農地で耕作をする者
- ③市税等を滞納していない者

補助対象経費及び補助額

- 土壌改良に要する経費（消費税を除く）
- 1a当たり：2,500円 上限：250,000円

変更点

変更前

対象とする補完作物
11品目（ちゃ豆、そら豆、
オリーブ、高麗人参、レタス、
メキャベツ、枝豆、こんにゃく、
ミカン、カボチャ、ブロッコリー

申請方法
実績申請
（伐根実施後、土壌改良材購入後
に申請）

変更後

対象とする補完作物
なし

申請方法
事前申請
（伐根実施前、土壌改良材を購
入する前に申請）

問合せ先

菊川市役所建設経済部農林課 農業振興係

電話：0537-35-0938 / メール：nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp